

土地区画整理地区内の住所変更による手続き等について

平成27年6月24日 現在

五所川原市都市計画課

1. 市その他行政側で書き換える公簿類

公簿名	訂正欄	摘要
住民票、印鑑登録原簿、外国人登録原簿、選挙人名簿、国民健康保険資格台帳、水道、学齢簿、固定資産税台帳、児童手当台帳、その他各種台帳	住民欄	市役所で書き換えますので、届出の必要はありません。
戸籍簿および戸籍の附票等	本籍欄	市役所で書き換えますので、届出の必要はありません。
土地登記簿および建物登記簿	表題部	表題部の表示のみ、市が申請し、法務局が書き換えます。※登記簿の権利部の権利者住所は、財産権に係る事項となり、市で変更することができないので、権利者ご自身で住所変更登記の手続きを行う事になります。

※この土地区画整理事業による住所変更のための登記の場合、住所変更証明書があれば登録免許税（印紙）が免除されます。

種類	問い合わせ先	手続きの方法
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受けている方	家庭福祉課	市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。
ひとり親家庭医療費受給者証 をお持ちの方		新しい受給資格者証を送付します。
児童扶養手当証書をお持ちの方		新しい証書を送付します。
子どものための支給認定証をお持ちの方		新しい認定証を送付します。

種類	問い合わせ先	手続きの方法
国民年金に加入している方 (年金の給付を受けていない方)	国保年金課	市役所、年金事務所で書き換えますので、届出の必要はありません。
乳幼児医療費受給者証をお持ちの方		市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。
国民健康保険被保険者証		新しい被保険者証を8月下旬に送付します。
国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方		新しい受給者証等を送付します。
国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方		市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。
後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証をお持ちの方		新しい被保険者証等を送付します。
介護保険被保険者証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証、介護保険負担割合証をお持ちの方	介護福祉課	新しい被保険者証等を送付します。
原動機付き自転車(排気量125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識と交付証明書	税務課	市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。
狂犬病予防法に基づく 犬の登録をされている方	環境対策課	市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。

2. 関係者各自が届出を必要とするもの

種類		問い合わせ先	手続きの方法
住民登録関係	住民基本台帳カード（写真付き）をお持ちの方	市民課	カードと認印を持参してください。新住所をカードに記載します。その際、暗証番号4桁が必要となります。暗証番号を忘れた場合、本人確認のため保険証をお持ちください。代理の方が手続に来る場合、暗証番号4桁とカード、認印をお持ちください。
	電子証明書 （公的個人認証サービスを受けている方）		手続きは必要ありません。
	外国人登録証をお持ちの方		手続きは必要ありません。
	印鑑登録証をお持ちの方		手続きは必要ありません。
児童扶養関係	特別児童扶養手当を受けている方	家庭福祉課	証書・印鑑を持参のうえ、市役所で住所変更届出をしてください。
障害福祉関係	重度心身障害者医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証をお持ちの方		受給者証・印鑑を持参のうえ、市役所で住所変更届出をしてください。
年金関係	国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、寡婦年金）を受けている方	国保年金課	住所・支払機関変更届を弘前年金事務所または国保年金課へ提出してください。 「住所・支払機関変更届」は市役所の国保年金課にも備え付けてあります。
	厚生年金（老齢、障害、遺族）を受けている方		
	厚生年金に加入している方、及びその被扶養配偶者の方		勤務している会社へ住所変更の手続きをしてください。

種類		問い合わせ先	手続きの方法
年金関係	共済年金(退職、障害、遺族)を受けている方	各共済組合	それぞれの年金を給付している機関に住所変更の届出をしてください。
	各年金基金から年金・給付を受けている方	各基金	共済年金を受けている方の中で、国民年金と厚生年金を併せて受けている方は、上段の手続きも必要です。
	恩給を受けている方	総務省恩給局	問い合わせのうえ住所変更をしてください。
園・学校・職場関係	認定こども園・保育園・幼稚園への住所変更	各園	市役所で住所を訂正しますので、手続きの必要はありません。
	小学校・中学校への住所変更	教育委員会及び各学校	公立学校に通学している場合は、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、私立学校に通学している場合は、各学校へお問い合わせください。
	高等学校・専門学校・大学等への住所変更	各学校	学校により住民票（住所変更証明書）が必要になる場合がありますので、各学校にお問い合わせください。
	職場への住所変更	各職場	勤務している職場へ住所変更の手続きをしてください。
その他	ガス、電気、電話、NHKなど	それぞれの機関	機関により手続きが異なりますので、それぞれお問い合わせください。

事項		申請・届出先	提出書類	提出期限
登記関係	一般登記による土地建物などの所有者の住所変更	法務局	登記申請書、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	期限は特にありません。住所変更が必要なとき(所有権の異動等があるとき)でも結構です。
	会社などの本店、支店および代表者の住所変更	本店、支店の所在地を管轄する法務局	登記申請書、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	本店は2週間 支店は3週間
自動車関係	自動車免許証の住所変更	管轄警察署、免許センター	自動車運転免許証、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	住所変更日以後に速やかに書き換えてください。
	自動車車検証の住所変更	運輸支局	自動車車検証、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	
	軽自動車車検証の住所変更	軽自動車協会	自動車車検証、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	
その他	食品営業許可証の住所変更	保健所	営業許可証、住所(所在地)の変更証明書、印鑑	
	法人の住所変更	許認可庁	法人等の設立等報告書、印鑑	

※以上の事項は一例ですので、これら以外でも住所変更を要するものがあると思いますので、皆様におかれましても、それぞれ関係機関へ問い合わせの上、所定の手続きをお願いいたします。

※その他、許可・認可および免許類で住所変更を要するものについて所定の届出が必要です。また、預貯金通帳・生命保険証書・株券等につきましては、取り扱い機関により手続きが異なりますので、それぞれお問い合わせください。

※警察署、消防署、電力、NTT、郵便局等に対しては、お住まいの方々のご負担を軽減するため、市において情報提供を行う予定でありますが、個人情報保護の観点から、この情報提供について制限を受けることが予想されますので、皆様におかれましては、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※この土地区画整理事業による住所変更のための登記の場合、住所変更証明書があれば登録免許税（印紙）が免除されます。

各関係機関案内

五所川原市役所 0173-35-2111

総務省恩給相談室 03-5273-1400

法務局五所川原支局 0173-34-2330

五所川原警察署 0173-35-2141

運転免許センター 017-782-0081

弘前運転免許試験場 0172-31-0737

青森運輸支局 050-5540-2008 (テレホンサービスに接続されます)

軽自動車協会青森事務所 050-3816-1831 (コールセンターに接続されます)

五所川原保健所 0173-34-2108

五所川原郵便局 0173-34-3397

× ㇿ